

# 石川県が管理するホームページへの広告掲載に係る一般競争入札案内書

(令和7年2月実施)

令和6年12月13日

石川県総務部管財課

## 目次

1	石川県が管理するホームページへの広告掲載に係る一般競争入札説明書	----- 1 頁
2	入札心得書	----- 4 頁
3	石川県が管理するホームページへの広告掲載に係る仕様書	----- 6 頁
4	各種様式等	----- 27 頁
	・一般競争入札参加申込書	(別記様式1)
	・入札書	(別記様式2)
	・委任状	(別記様式3)
	・入札価格内訳書	(別記様式4)
5	広告掲載契約書	----- 31 頁
	・ホームページ広告掲載確認書(様式)	
	・広告掲載料明細書(ホームページ)	
6	石川県広告事業要綱、石川県広告事業掲載基準及び 石川県ホームページ広告掲載要領	----- 37 頁

### <お問い合わせ先>

- ・入札事務を執行・総轄する機関

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課 資産活用室

電話 (076)225-1266 (直通)

Fax (076)225-1264

電子メール e110900a@pref.ishikawa.lg.jp

- ・各ホームページを所管する機関

石川県が管理するホームページへの広告掲載に係る仕様書に記載

## 石川県が管理するホームページへの広告掲載に係る一般競争入札説明書

この入札説明書は、令和7年度石川県が管理するホームページへの広告掲載に係る入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は以下の事項を了解のうえ、入札書を提出されるようお願いいたします。

### 1 広告を掲載することができるホームページ及びその期間

#### (1) ホームページ

番号	ホームページ名
1	庶務事務支援システム
2	石川県ホームページ
3	石川県立美術館ホームページ
4	石川県立歴史博物館ホームページ
5	石川四高記念文化交流館ホームページ
6	いしかわ統計指標ランド
7	石川ナースナビ
8	石川みち情報ネット
9	石川県教員総合研修センター・いしかわ師範塾ホームページ
10	スポチャレいしかわ

なお、詳細は石川県が管理するホームページへの広告掲載に係る仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおりです。

#### (2) 掲載期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

### 2 入札方法

番号1から10までのホームページを、一括して入札に付するものとします。

### 3 入札及び開札を行う日時及び場所

#### (1) 日時

令和7年2月3日（月）午後2時15分から（入札後、即時開札とする）

#### (2) 場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎8階 812会議室

### 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和6年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 石川県暴力団排除条例（平成 23 年石川県条例第 20 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 5 入札の申込み

### (1) 申込方法及び申込期間等

**この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。**

申込みは、持参又は郵送によるものとし、申込先及び申込期間は次のとおりとします。なお、郵送の場合は簡易書留とし、かつ、「広告事業入札参加申込書」と明記してください。

申込先 〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県総務部管財課資産活用室

申込期間 令和 6 年 12 月 13 日（金）から令和 7 年 1 月 29 日（水）午後 5 時まで

### (2) 必要な書類

一般競争入札参加申込書（別記様式 1）

## 6 入札価格

(1) 入札価格については、各媒体の総額を記載してください。

(2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとし、）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

## 7 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

## 8 入札日の持参品等

### (1) 入札書（別記様式 2）

再度入札のための予備の入札書もご持参下さい。

### (2) 委任状（別記様式 3）

競争入札参加者資格を有する者として登録されている代表者又は代理人以外のお名前及び印で入札される場合は、入札ごとに委任状が必要です。

### (3) 筆記用具

(4) 身分証明書（運転免許証等、本人または委任を受けた方と証明できるもの）

(5) 入札価格内訳書（別記様式4）

入札者は入札終了後に、入札価格内訳書を提出しなければなりません。

9 入札における注意事項

別添「入札心得書」をよくお読みください。

10 落札者の決定方法等

(1) 落札者は、予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした方とします。

(2) 入札金額が予定価格に達しなかったときは、直ちに、再度の入札を行います。

11 契約の締結

(1) 契約書は別添のとおりとし、落札者は、落札決定の日から5日以内（入札日を算入し県の休日を除く。）に契約を締結しなければなりません。

(2) 契約書（県保管用のもの1通）に貼付する収入印紙代など契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担になります。

12 入札又は開札の取り消し又は延期による損害

天災その他のやむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争性の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがあります。この場合において、入札又は開札の取り消し又は延期による損害は、入札者の負担とします。

13 落札結果の公表について

今回の落札結果については、以下の内容について公表することがあります。

(1) 公表の時期

契約締結後、県が必要と認められる時期

(2) 公表内容

①当該入札媒体の名称

②契約年月日

③落札金額

④契約相手方の名称

14 その他

(1) 入札者が本件入札に関して要した費用は、すべて入札者の負担とします。

(2) この入札案内書に定めのない事項については、すべて地方自治法、同法施行令、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）、石川県広告事業要綱、石川県広告事業掲載基準及び石川県ホームページ広告掲載要領の定めるところによります。

## 入札心得書

第1条 入札参加者は、「石川県が管理するホームページへの広告掲載に係る一般競争入札説明書」、「石川県が管理するホームページへの広告掲載に係る仕様書」、契約書案、石川県広告事業要綱、石川県広告事業掲載基準及び石川県ホームページ広告掲載要領（以下、「入札説明書等」とする。）を熟読のうえ入札して下さい。

2 入札説明書等について疑義があるときは、入札日の前日までに関係職員の説明を求められます。

第2条 入札参加者は、入札に関し県の担当職員の指示に従って下さい。

第3条 入札者は、「入札書（別記様式2）」に所要の事項を記載し、所定の箇所に記名・押印のうえ封かんし、入札者の氏名を明記し、所定の時刻に入札箱に投入してください。

2 記載事項を訂正したときは、訂正箇所に訂正印（印鑑証明書の印）を押さなければなりません。ただし、金額の訂正はできません。

3 入札者が代理人である場合は、入札前に「委任状（別記様式3）」を提出して下さい。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

5 入札参加者は、入札に参加する者に必要な資格を有しない者を入札の代理人とすることはできません。

第4条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがあります。

第5条 次の各号に該当する入札書は、無効とします。

(1) 入札参加資格を有しない者がした入札書

(2) 入札参加申込みをしなかった者がした入札書

(3) 当該入札に対する同一人の2以上の入札書

(4) 記名押印のない、又は判然としない入札書

(5) 入札金額その他の必要事項の記載がない入札書

(6) 入札公告において示される入札時刻に、入札箱に投入されなかった入札書

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書

(8) 当該入札について他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札書

(9) 委任状を持参しない代理人のした入札書

(10) 委任状の表示内容並びに押印のない、又は判然としない入札書

(11) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(12) 再度入札に当たり、直前の入札の最高価格以下の入札書

(13) 郵送による入札書

(14) その他入札に関する条件に違反した入札書

第6条 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その事由のいかんにかかわらず、その入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

第7条 開札は、入札場所において入札後直ちに、入札参加者全員が立会の上行います。

2 入札者は特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札、開札中は、入札場を退場することができません。

第8条 入札を行った者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札したものを落札者とします。

第9条 開札をした場合において、各人の入札金額が予定価格に達しなかったときは、直ちに再度の入札を行うものとします。

2 第5条の規定により入札書が無効とされた者は、当該入札に再度参加することはできません。

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。

2 前項の場合において、くじを引かないものがあるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

第11条 入札をした者は、入札後、入札案内書についての不知又は不明を理由として異議を申立てることはできません。

## 石川県が管理するホームページへの広告掲載に係る仕様書

番号	ホームページ名
1	庶務事務支援システム
2	石川県ホームページ
3	石川県立美術館ホームページ
4	石川県立歴史博物館ホームページ
5	石川四高記念文化交流館ホームページ
6	いしかわ統計指標ランド
7	石川ナースナビ
8	石川みち情報ネット
9	石川県教員総合研修センター・いしかわ師範塾ホームページ
10	スポチャレいしかわ

# 1 「庶務事務支援システム」へのバナー広告掲載仕様書

## 1 媒体の概要

ホームページの名称	庶務事務支援システム（※職員向けシステム）
URL	—（石川県職員等システム利用者以外は閲覧不可）
目的	本庁及び出先機関（一部除く）勤務職員が使用するシステムで、電子メール、予定表や会議室の利用予約などのグループウェア機能と電子出勤簿、休暇申請、旅行伺い等の申請手続きの機能がある。 （本庁及び出先機関の勤務者等、約 5,000 人が利用）。
年間アクセス数	（R5 実績）約 460 万件
主な閲覧者	県職員（本庁及び一部を除く出先機関勤務者等）
備考	県職員が日常業務で使用するシステム。

## 2 募集バナー広告枠（別紙参照）

枠数	3 枠
1 枠あたりの大きさ	原則縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル
容量	8 キロバイト以下

## 3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第 2 条、第 4 条関係）
掲載方法に関する注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ホームページのデザイン変更に伴い掲出箇所を変更する場合がある。</li> <li>2. メンテナンス等により一時的に不掲載となる場合がある（事前連絡有）。</li> <li>3. <u>リンク不可（画像のみの広告である）</u></li> <li>4. メニュー領域にバナー広告を表示するため、メニュー表示を OFF にした場合は表示されない。</li> </ol>
契約後の日程	<p><b>【広告原稿の提出について】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>広告主及び広告内容が決定次第</u>、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。</li> <li>2. <u>掲載開始日から起算して 10 日前までに</u>、広告原稿を E メールにて県に提出すること。提出後、原稿を修正する必要がある場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行うこと。</li> </ol> <p><b>【広告掲載期間について】</b></p> <p>石川県ホームページ広告掲載要領第 6 条第 2 項の規定による広告掲載開始日及び広告掲載終了日は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日曜日及び土曜日の場合、その直近の金曜日</li> <li>2. 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の場合、その前日。12 月 29 日から 1 月 3 日の場合、12 月 28 日。</li> </ol>
その他	—

### ◆ 連絡先

所属 石川県 総務部 デジタル推進監室 県庁デジタル推進課  
 情報システムグループ 北山  
 所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1 行政庁舎 5 階  
 連絡先 電話番号 076-225-1243  
 電子メール e120300@pref.ishikawa.lg.jp

# 「庶務事務支援システム」への広告掲載箇所



## 2 「石川県ホームページ」へのバナー広告掲載仕様書

### 1 媒体の概要

ホームページの名称	石川県ホームページ（トップページ）
URL	<a href="https://www.pref.ishikawa.lg.jp/">https://www.pref.ishikawa.lg.jp/</a>
目的	石川県の各種行政情報の発信
年間アクセス数	（R5実績）約 917,005 件 ※ページビュー数（GA4）
主な閲覧者	一般
備考	石川県ポータルサイトのトップページ。スマートフォン版トップページにもパソコン版と同様に広告バナーを掲載。

### 2 募集バナー広告枠（別紙参照）

枠数	10 枠
1 枠あたりの大きさ	原則縦 70 ピクセル×横 200 ピクセル
容量	20 キロバイト以下

### 3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第2条、第4条関係）
掲載方法に関する注意事項	1. ホームページのデザイン変更に伴い掲出箇所を変更する場合がある。 2. メンテナンス等により一時的に不掲載となる場合がある（事前連絡有）。
契約後の日程	<p><b>【広告原稿の提出について】</b></p> <p>1. <u>広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。</u></p> <p>2. <u>掲載開始日から起算して10日前までに、広告原稿をEメールにて県に提出すること。提出後、原稿を修正する必要がある場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行うこと。</u></p> <p><b>【広告掲載期間について】</b></p> <p>石川県ホームページ広告掲載要領第6条第2項の規定による広告掲載開始日及び広告掲載終了日は次の通りとする。</p> <p>1. 日曜日及び土曜日の場合、その直近の金曜日</p> <p>2. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合、その前日。12月29日から1月3日の場合、12月28日。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害発生時には緊急版トップページの運用に切り替えるため、通常版トップページの表示優先順位が下がる場合がある。</u></li> </ul>

### ◆ 連絡先

所属 石川県 総務部 知事室 戦略広報課 広聴グループ  
 所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1 行政庁舎 4階  
 連絡先 電話番号 076-225-1362 / FAX 076-225-1363  
 電子メール [e130500b@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:e130500b@pref.ishikawa.lg.jp)

## 「石川県ホームページ」への広告掲載箇所

1 パソコン版 ※ページ全体の様子は実際のページをご覧ください。

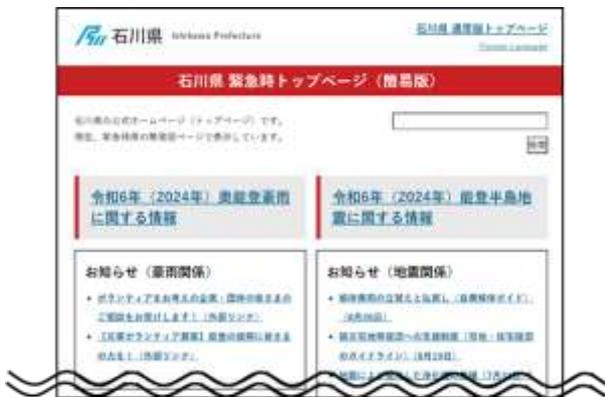
通常時



災害情報掲載時



緊急版トップページ（※広告掲載なし）



2 スマートフォン版 ※ページ全体の様子は実際のページをご覧ください。



### 3 「石川県立美術館ホームページ」へのバナー広告掲載仕様書

#### 1 媒体の概要

ホームページの名称	石川県立美術館ホームページ
URL	https://www.ishibi.pref.ishikawa.lg.jp
目的	石川県立美術館の各種情報を発信
年間アクセス数	(R5実績) 365,252件
主な閲覧者	一般県民等
備考	美術館の様々な情報を、わかりやすくリアルタイムで発信。

#### 2 募集バナー広告枠（別紙参照）

枠数	3枠
1枠あたりの大きさ	原則縦60ピクセル×横120ピクセル
容量	8キロバイト以下

#### 3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>石川県広告事業掲載基準（第2条、第4条関係）に従うこと。</li> <li><u>美術団体、美術品を取り扱う業者、報道機関、美術館カフェと競合する業種の広告は掲載不可。</u></li> </ol>
掲載方法に関する注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>ホームページのデザイン変更に伴い掲出箇所を変更する場合がある。</li> <li>メンテナンス等により一時的に不掲載となる場合がある（事前連絡有）。</li> </ol>
契約後の日程	<p><b>【広告原稿の提出について】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。</u></li> <li><u>掲載開始日から起算して10日前までに、広告原稿をEメールにて県に提出すること。</u>提出後、原稿を修正する必要がある場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行うこと。</li> </ol> <p><b>【広告掲載期間について】</b></p> <p>石川県ホームページ広告掲載要領第6条第2項の規定による広告掲載開始日及び広告掲載終了日は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>日曜日及び土曜日の場合、その直近の金曜日</li> <li>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合、その前日。12月29日から1月3日の場合、12月28日。</li> </ol>
その他	—

#### ◆ 連絡先

所属 石川県立美術館総務課  
 所在地 〒920-0963 石川県金沢市出羽町2-1  
 連絡先 電話番号 076-231-7580 / F A X 076-224-9550  
 電子メール ishibi@pref.ishikawa.lg.jp

## 「石川県立美術館ホームページ」への広告掲載箇所

1 パソコン版 ※ページ全体の様子は実際のページをご覧ください。



2 スマートフォン版 ※ページ全体の様子については実際のページをご覧ください。



#### 4 「石川県立歴史博物館ホームページ」へのバナー広告掲載仕様書

##### 1 媒体の概要

ホームページの名称	石川県立歴史博物館ホームページ
URL	http://ishikawa-rekihaku.jp/
目的	石川県立歴史博物館の催し物情報・来館情報などの発信
年間アクセス数	(R5実績) 156,259件
主な閲覧者	一般県民、観光客
備考	博物館の情報を分かりやすくリアルタイムで発信

##### 2 募集バナー広告枠（別紙参照）

枠数	2枠
1枠あたりの大きさ	原則縦60ピクセル×横120ピクセル
容量	8キロバイト以下

##### 3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 石川県広告事業掲載基準（第2条、第4条関係）</li> <li>2. <u>古物を取り扱う業者の広告は掲載不可。</u></li> </ol>
掲載方法に関する注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ホームページのデザイン変更に伴い掲出箇所を変更する場合がある。</li> <li>2. メンテナンス等により一時的に不掲載となる場合がある（事前連絡有）。</li> </ol>
契約後の日程	<p><b>【広告原稿の提出について】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。</u></li> <li>2. <u>掲載開始日から起算して10日前までに、</u>広告原稿をEメールにて県に提出すること。提出後、原稿を修正する必要が生じた場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行うこと。</li> </ol> <p><b>【広告掲載期間について】</b></p> <p>石川県ホームページ広告掲載要領第6条第2項の規定による広告掲載開始日及び広告掲載終了日は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日曜日及び土曜日の場合、その直近の金曜日</li> <li>2. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合、その前日。12月29日から1月3日の場合、12月28日。</li> </ol>
その他	—

##### ◆ 連絡先

所属 石川県立歴史博物館  
 所在地 〒920-0963 石川県金沢市出羽町3-1  
 連絡先 電話番号 076-262-3236 / FAX 076-262-1836  
 電子メール [rekihaku@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:rekihaku@pref.ishikawa.lg.jp)

「石川県立歴史博物館ホームページ」への広告掲載箇所



いしかわ県立歴史博物館  
ISHIKAWA PREFECTURAL MUSEUM OF HISTORY

日本語 English 中文繁體 中文简体 한국어



博物館の紹介 展示案内 常設展示案内 主な所蔵品 利用案内 各種申込 友の会 問い合わせ リンク

被災した古文書や美術品などの扱いについて（お願い）

「七尾美術館 in れきはく」来場者プレゼントのお知らせ

**公式オンラインチケット**  
手数料無料！自宅発券・スマホ入場が選べる

- 石川県立歴史博物館からのお知らせ
- 2024年11月01日 11/8～11/10 伝統的工芸品の実演・体験開催
  - 2024年10月17日 11月4日 ミュージアムコンサート開催！
  - 2024年10月14日 糸川マラソン2024にかかる交通規制につきまして
  - 2024年10月11日 広報誌「石川れきはく」No.148を発行しました
  - 2024年10月11日 2024年10月20日（日）はいしかわ文化の日です
  - 2024年10月10日 祭礼体験シアターの再開につきまして
- [全てのお知らせを見る >](#)

Google 検索

2024年11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

特別展  企画展  催し物  
 休館日

[学校関係の皆様へ](#) [関連リンク](#)

展 示

■ 常設展

■ 特別展「七尾美術館 in れきはく」  
能登町 来たる

イ ベ ント

- |             |              |
|-------------|--------------|
| れきはくセミナー    | ワークショップ      |
| いしかわ歴史講座    | れきはくメイト（友の会） |
| 石川の歴史遺産セミナー | れきはくボランティア   |
| 古文書講座       |              |

@ishirekiさん  
によるポスト

1月16日

【お願い】この度の地震で被災された皆様へ謹んでお見舞い申し上げます。皆様の生活再建が最優先でありますが、被災された貴重な歴史資料の保全にご協力をお願いします。具体的な方法等、ご相談は当館へお寄せくだ

広告

広告



## 5 「石川四高記念文化交流館」へのバナー広告掲載仕様書

### 1 媒体の概要

ホームページの名称	石川四高記念文化交流館ホームページ（トップページ）
URL	http://www.pref.ishikawa.jp/shiko-kinbun/
目的	石川四高記念文化交流館の情報の発信
年間アクセス数	(R5実績) 約2.3万件（トップページのアクセス件数）
主な閲覧者	一般
備考	石川四高記念文化交流館のイベント情報の案内サイト。

### 2 募集バナー広告枠（別紙参照）

枠数	3枠
1枠あたりの大きさ	原則縦60ピクセル×横120ピクセル
容量	8キロバイト以下

### 3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第2条、第4条関係）
掲載方法に関する注意事項	1. ホームページのデザイン変更に伴い掲出箇所を変更する場合がある。 2. メンテナンス等により一時的に不掲載となる場合がある（事前連絡有）。
契約後の日程	<p><b>【広告原稿の提出について】</b></p> <p>1. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。</p> <p>2. 掲載開始日から起算して10日前までに、広告原稿をEメールにて県に提出すること。提出後、原稿を修正する必要がある場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行うこと。</p> <p><b>【広告掲載期間について】</b></p> <p>石川県ホームページ広告掲載要領第6条第2項の規定による広告掲載開始日及び広告掲載終了日は次の通りとする。</p> <p>1. 日曜日及び土曜日の場合、その直近の金曜日</p> <p>2. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合、その前日。12月29日から1月3日の場合、12月28日。</p>
その他	

### ◆ 連絡先

所属 石川四高記念文化交流館

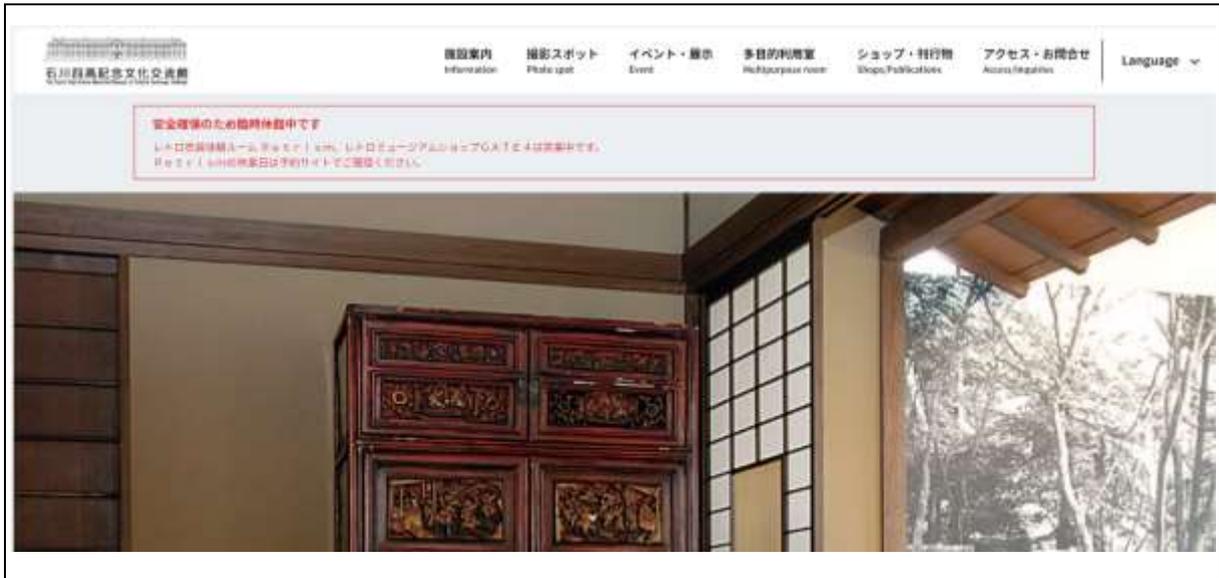
所在地 〒920-0962 石川県金沢市広坂2-2-5

連絡先 電話番号 076-262-5464 / FAX 076-261-1609

電子メール [nobutaka@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:nobutaka@pref.ishikawa.lg.jp)

# 「石川四高記念文化交流館」へのバナー広告掲載箇所

## 1 ホームページ全体の画像



## 2 広告掲載箇所のアップ等



※ページ全体の様子については実際のページをご覧ください。

## 6 「いしかわ統計指標ランド」へのバナー広告掲載仕様書

### 1 媒体の概要

ホームページの名称	いしかわ統計指標ランド
URL	<a href="https://toukei.pref.ishikawa.lg.jp/">https://toukei.pref.ishikawa.lg.jp/</a>
目的	石川県をはじめ、県内市町や国、各関係機関の統計情報を提供するポータルサイト。
年間アクセス数	(R5実績) 143,321件
主な閲覧者	一般
備考	—

### 2 募集バナー広告枠（別紙参照）

枠数	6枠
1枠あたりの大きさ	原則縦60ピクセル×横120ピクセル
容量	8キロバイト以下

### 3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第2条、第4条関係）
掲載方法に関する注意事項	1. ホームページのデザイン変更に伴い掲出箇所を変更する場合がある。 2. メンテナンス等により一時的に不掲載となる場合がある（事前連絡有）。
契約後の日程	<p><b>【広告原稿の提出について】</b></p> <p>1. <u>広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項</u>（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。</p> <p>2. <u>掲載開始日から起算して10日前までに</u>、広告原稿をEメールにて県に提出すること。提出後、原稿を修正する必要がある場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行うこと。</p> <p><b>【広告掲載期間について】</b></p> <p>石川県ホームページ広告掲載要領第6条第2項の規定による広告掲載開始日及び広告掲載終了日は次の通りとする。</p> <p>1. 日曜日及び土曜日の場合、その直近の金曜日</p> <p>2. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合、その前日。12月29日から1月3日の場合、12月28日。</p>
その他	—

### ◆ 連絡先

所属 石川県 総務部 行政経営課 統計情報室  
 所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 行政庁舎12階  
 連絡先 電話番号 076-225-1341 / FAX 076-225-1345  
 電子メール toukei@pref.ishikawa.lg.jp

「いしかわ統計指標ランド」への広告掲載箇所

**いしかわ統計指標ランド**  
Ishikawa Statistical Information

統計情報を検索する

分野で探す 年次で探す 部署で探す 50音で探す 統計用語集 統計ライブラリー リンク集

10/18 金沢市消費者物価指数 (令和6年9月分)  
10/11 主要データ集 令和6年10月号  
10/01 思い合わせの多い統計データ (2024年10月1日時点の最新データ)  
10/01 石川県の人口と世帯 (令和6年9月1日現在)  
09/30 毎月勤労統計調査地方調査結果速報 (令和6年7月分)  
09/25 石川県純工業指数 (令和6年7月)

いしかわ統計クイズ?

手取川が通っていないのは次のどの市町でしょう?  
 小松市  能美市  白山市  
 野々市市  川北町

<b>いしかわ主要指標</b>	<b>人口</b> (令和6年9月1日)	1,099,086人 (▲930人)	<b>完全失業率</b> (令和6年4月~6月平均)	1.7% (▲0.1ポイント)
<b>主要データ集はこちら</b>	<b>消費者物価指数</b> (令和6年9月)	109.0 (+2.5%)	<b>純工業生産指数</b> (令和6年7月)	89.4 (+10.4%)

( )内の数値は、人口は前月差、純工業生産指数は前月比、そのほかは前年同月(同期)比

ホームページについて 石川県ホームページ 石川県統計グラフコンクール

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 (行政庁舎 12階)  
 石川県 総務部 行政経営課 統計情報室  
 統計分析グループ: 076-225-1341 経済産業グループ: 076-225-1342  
 生活社会グループ: 076-225-1343 人口労働グループ: 076-225-1344  
 FAX 076-225-1345 E-mail toukei@pref.ishikawa.lg.jp

<広告欄>

広告

広告

広告

広告

広告

広告

## 7 「石川ナースナビ」へのバナー広告掲載仕様書

### 1 媒体の概要

ホームページの名称	石川ナースナビ
URL	<a href="https://ishikawa-nursenavi.com/">https://ishikawa-nursenavi.com/</a>
目的	現職や未就業の看護職員への医療機関等情報サイトを通じての看護情報提供や、看護職希望者に向けての看護師等学校養成所の情報提供を行う。
年間アクセス数	(R5実績) 214,294件
主な閲覧者	医療関係者、看護師等の免許所有者、看護学生、中高学生
備考	石川県の看護職員専用の施設紹介・無料求人検索、看護師等学校養成所検索のための情報サイト。パソコン及びスマートフォン版の両方に同様の広告バナーを掲載。

### 2 募集バナー広告枠（別紙参照）

枠数	5枠
1枠あたりの大きさ	原則縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル
容量	8 キロバイト以下

### 3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第2条、第4条関係）
掲載方法に関する注意事項	1. ホームページのデザイン変更に伴い掲出箇所を変更する場合がある。 2. メンテナンス等により一時的に不掲載となる場合がある（事前連絡有）。
契約後の日程	<p><b>【広告原稿の提出について】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。</li> <li>2. <u>掲載開始日から起算して10日前までに</u>、広告原稿をEメールにて県に提出すること。提出後、原稿を修正する必要が生じた場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行うこと。</li> </ol> <p><b>【広告掲載期間について】</b></p> <p>石川県ホームページ広告掲載要領第6条第2項の規定による広告掲載開始日及び広告掲載終了日は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日曜日及び土曜日の場合、その直近の金曜日</li> <li>2. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合、その前日。12月29日から1月3日の場合、12月28日。</li> </ol>
その他	—

### ◆ 連絡先

所属 石川県 健康福祉部 医療対策課  
 所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 行政庁舎9階  
 連絡先 電話番号 076-225-1431 / FAX 076-225-1434  
 電子メール [e150900a@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:e150900a@pref.ishikawa.lg.jp)

## 「石川ナースナビ」への広告掲載箇所

1 パソコン版 ※ページ全体の様子については実際のページをご覧ください。

2 スマートフォン版 ※ページ全体の様子については実際のページをご覧ください。

## 8 「石川みち情報ネット」へのバナー広告掲載仕様書

### 1 媒体の概要

ホームページの名称	石川みち情報ネット
URL	<a href="https://douro.pref.ishikawa.lg.jp/">https://douro.pref.ishikawa.lg.jp/</a>
目的	県管理道路における交通規制情報（工事、災害等）を提供することにより、道路利用者の利便性向上を図る
年間アクセス数	(R5実績) 2,134,363件
主な閲覧者	道路利用者
備考	—

### 2 募集バナー広告枠（別紙参照）

枠数	4枠
1枠あたりの大きさ	原則縦60ピクセル×横120ピクセル
容量	8キロバイト以下

### 3 注意事項等

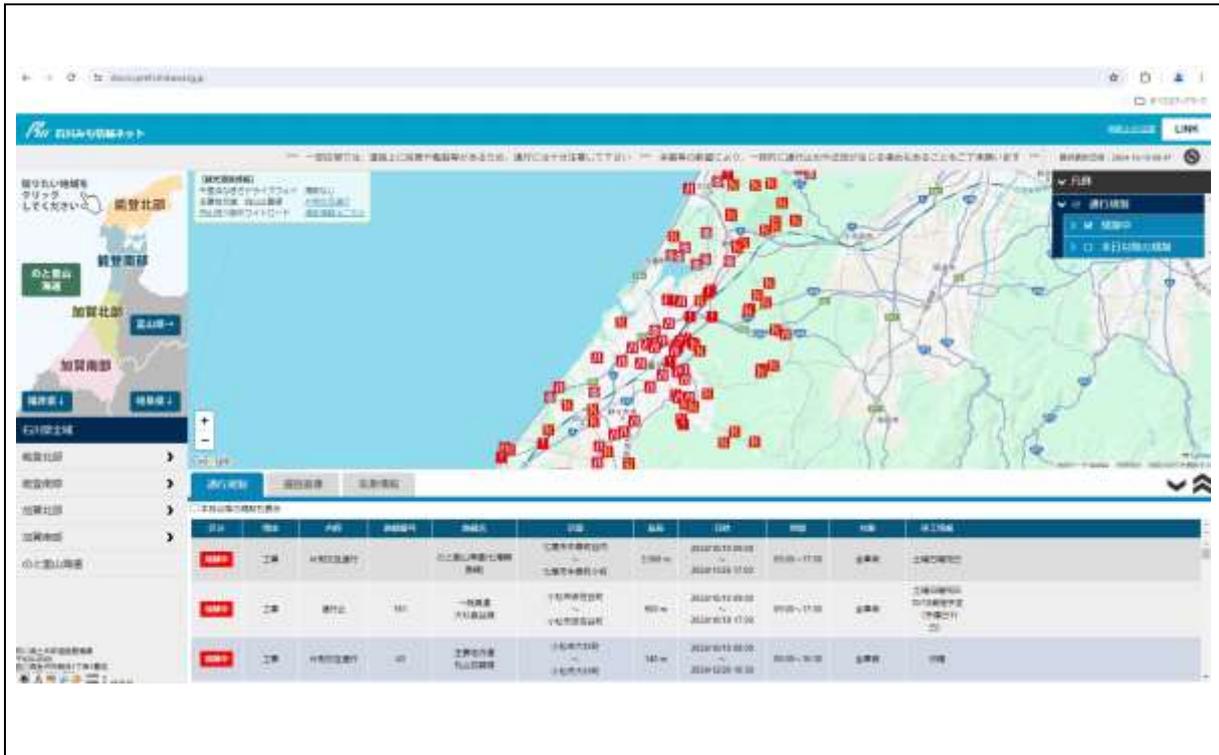
掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第2条、第4条関係）
掲載方法に関する注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>ホームページのデザイン変更に伴い掲出箇所を変更する場合がある。</li> <li>メンテナンス等により一時的に不掲載となる場合がある（事前連絡有）。</li> <li><u>広告欄右上の「×」を押すと広告欄が消える仕様になっている。</u></li> </ol>
契約後の日程	<p><b>【広告原稿の提出について】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>広告主及び広告内容が決定次第</u>、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。</li> <li><u>掲載開始日から起算して10日前までに</u>、広告原稿をEメールにて県に提出すること。提出後、原稿を修正する必要が生じた場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行うこと。</li> </ol> <p><b>【広告掲載期間について】</b></p> <p>石川県ホームページ広告掲載要領第6条第2項の規定による広告掲載開始日及び広告掲載終了日は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>日曜日及び土曜日の場合、その直近の金曜日</li> <li>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合、その前日。12月29日から1月3日の場合、12月28日。</li> </ol>
その他	—

### ◆ 連絡先

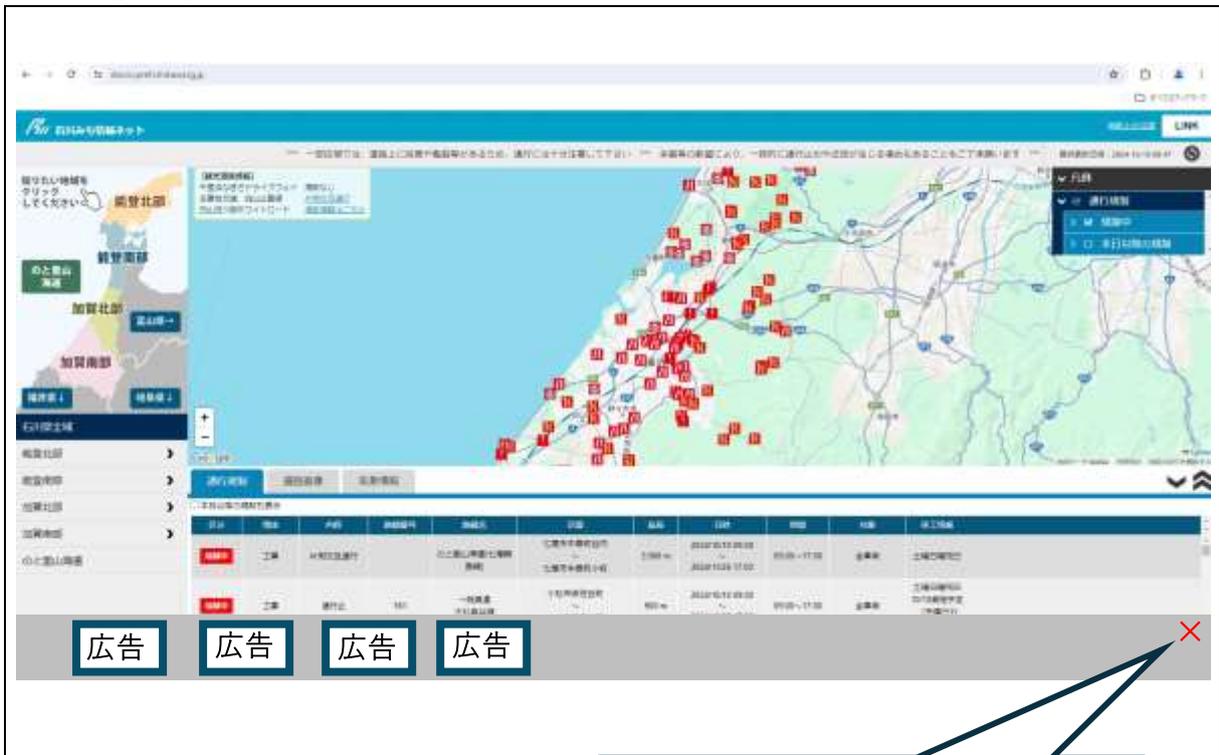
所属 石川県 土木部 道路整備課  
 所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 行政庁舎15階  
 連絡先 電話番号 076-225-1727 / FAX 076-225-1728  
 電子メール [e250500a@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:e250500a@pref.ishikawa.lg.jp)

# 「石川みち情報ネット」への広告掲載箇所

## 1 ホームページ全体の画像



## 2 広告掲載箇所のアップ等



## 9 「石川県教員総合研修センター・いしかわ師範塾ホームページ」への バナー広告掲載仕様書

### 1 媒体の概要

ホームページの名称	石川県教員総合研修センター・いしかわ師範塾ホームページ
URL	<a href="https://cms1.ishikawa-c.ed.jp/center/">https://cms1.ishikawa-c.ed.jp/center/</a>
目的	石川県教員総合研修センター及びいしかわ師範塾の事業案内及び講座受講申込み受付を行う。
年間アクセス数	(R5実績) 415,345件
主な閲覧者	石川県公立学校教員
備考	約9,000人の石川県公立学校教員が閲覧するサイトのトップページ

### 2 募集バナー広告枠（別紙参照）

枠数	3枠
1枠あたりの大きさ	原則縦60ピクセル×横120ピクセル
容量	8キロバイト以下

### 3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>石川県広告事業掲載基準（第2条、第4条関係）</li> <li><u>教師・講師等を募る広告及び当センターホームページに既にある「研修講座申込」、「いじめ相談」「教育相談」を行う業種のほか、教育機関として不適切と思われる業種は掲載不可。</u></li> </ol>
掲載方法に関する注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>ホームページのデザイン変更に伴い掲出箇所を変更する場合がある。</li> <li>メンテナンス等により一時的に不掲載となる場合がある（事前連絡有）。</li> </ol>
契約後の日程	<p><b>【広告原稿の提出について】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。</li> <li><u>掲載開始日から起算して10日前までに、</u>広告原稿をEメールにて県に提出すること。提出後、原稿を修正する必要がある場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行うこと。</li> </ol> <p><b>【広告掲載期間について】</b></p> <p>石川県ホームページ広告掲載要領第6条第2項の規定による広告掲載開始日及び広告掲載終了日は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>日曜日及び土曜日の場合、その直近の金曜日</li> <li>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合、その前日。12月29日から1月3日の場合、12月28日。</li> </ol>
その他	—

### ◆ 連絡先

所属 石川県教員総合研修センター 総務広報課  
 所在地 〒921-8153 石川県金沢市高尾町ウ31番地1  
 連絡先 電話番号 076-298-3515 / FAX 076-298-3518  
 電子メール [center@ishikawa-c.ed.jp](mailto:center@ishikawa-c.ed.jp)

石川県教員総合研修センター・いしかわ師範塾
ログイン

## 石川県教員総合研修センター・いしかわ師範塾

〒921-8153 石川県金沢市高尾町ウ31番地1

トップページ

---

総合案内 >

---

研修講座 >

---

スクールネット >

---

教材・資料 >

---

科学教育関係 >

---

いしかわ師範塾 >

お知らせ (※【SSN】はスマートスクールネットに掲載)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組 (R5.4.7) pdf (R5.4.7)
- ・令和5年度石川県教員研修計画
- ・石川県教員育成指標 (令和4年12月変更)
- ・研修講座の変更について掲載しました。20230925 研修講座変更一覧表 pdf (R5.9.25更新)
- ・越前徳治科学教育研究奨励の発表動画 (R4年度分) を掲載しました。(R5.2.17)

・センターに未所する際は、新型コロナウイルスの感染予防にご協力ください。

・研修への参加に不安がある場合は、学校長との相談の上、出欠を判断してください。

---

・石川県教員総合研修センターの純館に関する仮予約・様式は[こちら](#)

お問い合わせ

---

ご意見・ご感想・お問合せは  
center@ishikawa-c.ed.jpへ

**知る**

○研修 My Page

**申し込む**

○研修申込システム

**サポート**

○案内・申込

**ダウンロードする**

○各種様式・届出・資料  
○基本研修関係書類・課題等  
○自己評価ファイル

**視聴する**

○オンデマンド配信  
○ライブ配信  
○動画ライブラリ 等

**相談**

○教育相談  
○14時間相談テレホン(予約・録音)

アクセスカウンター

---

01470202

広告

広告

広告

スマート  
スクールネット

石川県教員育成指標  
石川県教員研修計画

オンデマンド配信

ライブ配信

NetCommonsサポート

24

## 10 「スポチャレいしかわ」へのバナー広告掲載仕様書

### 1 媒体の概要

ホームページの名称	スポチャレいしかわ
URL	https://www.spochallenge.pref.ishikawa.jp/
目的	本県小学生の体力向上に向け、運動の動機づけを図るためのシステム
年間アクセス数	(R5実績) 165,597件 (※サイトリニューアル前の「スポナビいしかわ」のアクセス数)
主な閲覧者	小学生、保護者、教職員
備考	県内小学生(約5万人)による体力向上の取組み結果をリアルタイムに閲覧できるサイトのトップページ。学校体育関係事業の情報発信も実施しており、小・中・高の教職員等も閲覧する。

### 2 募集バナー広告枠(別紙参照)

枠数	15枠
1枠あたりの大きさ	縦110ピクセル×横500ピクセル以下
容量	250キロバイト以下

### 3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準(第2条、第4条関係) <u>教育機関として不適切と思われる業種、児童生徒の閲覧に不適切と思われる業種は掲載不可</u>
掲載方法に関する注意事項	1. ホームページのデザイン変更に伴い掲出箇所を変更する場合がある。 2. メンテナンス等により一時的に不掲載となる場合がある(事前連絡有)。
契約後の日程	<b>【広告原稿の提出について】</b> 1. <u>広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項(広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等)を、県に報告すること。</u> 2. <u>掲載開始日から起算して10日前までに、</u> 広告原稿をEメールにて県に提出すること。提出後、原稿を修正する必要が生じた場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行うこと。 <b>【広告掲載期間について】</b> 石川県ホームページ広告掲載要領第6条第2項の規定による広告掲載開始日及び広告掲載終了日は次の通りとする。 1. 日曜日及び土曜日の場合、その直近の金曜日 2. 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の場合、その前日。12月29日から1月3日の場合、12月28日。
その他	—

### ◆ 連絡先

所属 石川県 教育委員会事務局 保健体育課  
所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 行政庁舎18階  
連絡先 電話番号 076-225-1851 / FAX 076-225-1854  
電子メール [hokentaiiku@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:hokentaiiku@pref.ishikawa.lg.jp)

# 「スポチャレいしかわ」への広告掲載箇所

1 パソコン版 ※ページ全体の様子については実際のページをご覧ください。



2 スマートフォン版  
※ページ全体の様子については実際のページをご覧ください。



令和 年 月 日

## 一般競争入札参加申込書

石川県知事 馳 浩 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

石川県が管理するホームページへの広告掲載に係る一般競争入札について、参加申込み  
します。

※ 本申込書を提出した後に参加を辞退される場合は、ご一報願います。

連絡先

部署・役職名	
フリガナ	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

# 入 札 書

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

※代理人の場合は、委任状の印鑑を使用してください。

石川県が管理するホームページへの広告掲載に係る一般競争入札について、入札案内書を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

## 記

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

- 金額の頭に「¥」を記入してください。
- 上記金額には、消費税及び地方消費税は含みません。

# 委任状

代理人 住所

氏名

代理人使用印



私は、上記の者を代理人と定め、下記の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

石川県が管理するホームページへの広告掲載に係る一般競争入札

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

委任者

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

令和 年 月 日

## 石川県が管理するホームページへの広告掲載に係る 入札価格内訳書（ホームページ）

石川県知事 馳 浩 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

次のとおり広告媒体を評価します。

入札価格 円		
広告媒体名	金 額 (円)	摘 要
庶務事務支援システム		
石川県ホームページ		
石川県立美術館ホームページ		
石川県立歴史博物館ホームページ		
石川四高記念文化交流館ホームページ		
いしかわ統計指標ランド		
石川ナースナビ		
石川みち情報ネット		
石川県教員総合研修センター・いしかわ師範塾ホームページ		
スポチャレいしかわ		

※金額には消費税及び地方消費税は含みません。

# 広告掲載契約書

収入  
印紙

- 1 契約の名称 石川県が管理するホームページへの広告掲載に係る契約
- 2 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで  
(広告掲載期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
- 3 契約金額 ¥  
(うち消費税及び地方消費税額 ¥ )
- 4 契約保証金 免除

石川県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が管理するホームページ〔庶務事務支援システム、石川県ホームページ、石川県立美術館ホームページ、石川県立歴史博物館ホームページ、石川四高記念文化交流館ホームページ、いしかわ統計指標ランド、石川ナースナビ、石川みち情報ネット、石川県教員総合研修センター・いしかわ師範塾ホームページ及びスポチャレいしかわ（以下「ホームページ10媒体」という。）〕に乙が甲に提出するバナー広告（以下「広告」という。）を掲載することについて次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年2月 日

甲 石 川 県

石 川 県 知 事 馳 浩

乙 所 在 地

名 称

代 表 者 職 氏 名

本契約に基づき、乙がホームページ10媒体に掲載できる広告の規格、内容及び掲載方法については、「石川県広告事業要綱」及び「石川県広告事業掲載基準」、「石川県ホームページ広告掲載要領」（以下「要綱等」という。）並びに石川県が管理するホームページへの広告掲載に係る仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

#### （広告原稿の作成及び掲載）

- 第1条 乙は、ホームページ10媒体に対して広告掲載を希望する広告主を募集するとともに、広告原稿を作成して甲に提出するものとする。
- 2 甲は、仕様書に基づき、乙が提出した広告原稿をホームページ10媒体に掲載するものとする。
  - 3 乙は、提出する広告原稿について、事前に甲の承諾を得るものとする。
  - 4 乙は、各ホームページについて甲の定める日までに、甲の定める形式で、甲の定める場所に広告原稿を提出する。
  - 5 乙が前二項に掲げることを行わない場合には、乙は広告を掲載できないものとする。
  - 6 乙は、本契約の履行に関して、甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
  - 7 広告原稿作成に係る全ての費用は乙が負担するものとする。
  - 8 前号までの規定は乙にホームページ10媒体全ての広告枠又は全ての掲載期間において広告原稿の提出を義務付けるものではない。乙の意思により、広告が掲載されないホームページ及び広告枠が生じた場合、又は広告が掲載されない期間が生じた場合も、広告掲載料を減額しないものとする。

#### （広告掲載料）

- 第2条 乙は、広告掲載料として頭書の金額のうち、毎月分を、広告が掲載された日から起算して30日以内に、甲が発行する納入通知書により、支払うものとする。ただし、甲と合意の上、4月30日までに全額を支払うこともできる。なお、納期の末日が日曜日及び土曜日の場合その直近の金曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合その前日、12月29日から1月3日の場合12月28日とする。
- 2 乙が前項に定める内容を履行しない場合は、甲はホームページ10媒体の広告枠に甲が指定する内容を掲載することができるものとする。
  - 3 乙が広告原稿を甲に提出しなかった場合その他乙の責めに帰すべき事由により広告を掲載できなかったときは、乙は、甲に対し、広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。
  - 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により乙が作成した広告が掲載されなかったときは、甲に対し、第16条に定める広告掲載料明細書により乙が評価した広告掲載料に基づいて、当該広告が掲載されなかった期間を日割り計算して算定した金額に係る広告掲載料の減額を、甲乙協議のうえ、請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
    - (1) 広告が掲載されなかった期間が連続して24時間未満であるとき
    - (2) 次に掲げる事由により、ホームページの運営を連続して48時間を超えない範囲内で停止したとき
      - イ 機器等の保守又は工事
      - ロ 機器等の設置された建物の計画停電

#### （広告掲載確認書）

- 第3条 甲は、ホームページ10媒体について、毎月ホームページ広告掲載確認書を作成し、乙に送付するものとする。

#### （仕様書の変更）

- 第4条 甲は、必要があると認めるときは甲乙協議のうえ、仕様書の内容を変更することができる。
- 2 乙は、仕様書の不備、不測の支障の発生、その他正当な理由があるときは、理由を記した書面により、甲に対し仕様書の変更を協議できるものとする。

(著作権等)

第5条 乙は、広告作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(支払遅延)

第6条 乙は、広告掲載料を甲が定める期限までに支払わなかったときは、当該広告掲載料について、遅延日数に応じ年3%に相当する額を、延滞金として甲に支払わなければならない。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

2 甲は、乙が広告掲載料を甲が定める期日までに支払わなかったときは、乙が当該広告掲載料を支払うまでの間、この契約に基づく広告の掲載を行わない又は取り消すことができる。この場合において、乙は広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他の一切の請求を行うことができない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき

(2) 履行期限までに履行の完了の見込みがないとき

(3) 広告掲載料を、その納入期限後1ヶ月以上を経過しても納入しないとき

(4) 乙が破産の申し立て、更正手続き開始の申し立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が不健全となり、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき

(5) 乙又は広告主に重大な社会的信用失墜行為があるとき

(6) 乙が石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団又は以下に該当する者であることが判明したとき

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 前号のほか、乙が本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合においては、乙は、甲に対して損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(乙の解除権)

第8条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除できるものとし、このために甲に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(1) 仕様の大幅変更により、契約の目的を達成することができないとき

(2) 甲の責めに帰すべき事由により契約を履行することができないとき

(損害賠償)

第9条 乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとする。

2 乙が作成した広告を掲載したことにより、甲が第三者から損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任及び負担においてこれを処理しなければならない。ただし、損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においてはその限りではない。

- 3 乙は、乙が作成した広告が法令等に違反し、又は第三者の権利を侵害していることを理由として甲に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を補償しなければならない。
- 4 甲は、乙が作成した広告を掲載したことにより乙に損害が発生した場合でも、乙に対して何らの責任も負わない。

(秘密の保持)

- 第10条 乙及び甲は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、この契約の終了又は解除の後も効力を有する。

(権利義務の譲渡等)

- 第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約の費用)

- 第12条 この契約の締結及び解除に関する一切の費用は、乙の負担とする。

(広告内容等の修正)

- 第13条 甲は、広告の内容、デザイン等が各種法令や要綱等及び仕様書に違反していると判断したときは、乙に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

- 第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。
- (1) 広告主、広告内容、デザイン等が、各種法令や要綱等及び仕様書に違反しているとき
  - (2) 第6条第2項に該当するとき
  - (3) その他、広告掲載が適切でないと甲が判断したとき
- 2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合、広告掲載料は減額又は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

- 第15条 乙は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、乙は書面により事前に甲に申し出なければならない。
  - 3 広告掲載を取り下げた場合、広告掲載料は減額しない。

(広告掲載料明細書の提出)

- 第16条 乙は広告掲載料明細書を甲が定める期限までに提出しなければならない。

(裁判管轄)

- 第17条 この契約に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、金沢地方裁判所で行うものとする。

(事故発生の報告)

- 第18条 乙は広告主が指定したリンク先のホームページの事故その他のこの契約の履行に支障のある事故が発生したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

(その他)

- 第19条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

### ホームページ広告掲載確認書 (様式)

ホームページ	〇〇〇〇〇〇 (URL添付)
次のとおり広告が掲載されていることを確認しました。 令和〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇〇課 〇〇 〇〇	
広告掲載画像	
日付を表示できない場合は、総務省時刻表示HPを並列の上添付する。 ( <a href="https://www.nict.go.jp/JST/JST5.html">https://www.nict.go.jp/JST/JST5.html</a> )	
前月アクセス件数	
今月の保守予定等	

石川県が管理するホームページへの広告掲載に  
係る広告掲載料明細書 (ホームページ)

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

契約金額 円		
広告媒体名	金額 (円)	摘要
庶務事務支援システム		
石川県ホームページ		
石川県立美術館ホームページ		
石川県立歴史博物館ホームページ		
石川四高記念文化交流館ホームページ		
いしかわ統計指標ランド		
石川ナースナビ		
石川みち情報ネット		
石川県教員総合研修センター・いしかわ師範塾ホームページ		
スポチャレいしかわ		

※各ホームページの金額には、消費税及び地方消費税を加えた額を記入してください。

# 石川県広告事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が保有する資産（県の発行する印刷物、県のホームページ等含む。以下、「県有資産」という。）を有効活用し、民間事業者その他の事業者（以下、「事業者」という。）の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告事業は、県有資産の有効活用を図るほか、県の新たな財源を確保し、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告

事業者により、その事業活動のため常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものをいう。

(2) 広告媒体

施設（設備等を含む。以下において同じ）、刊行物その他の広告を掲載することができる県有資産をいう。

(3) 広告主

広告掲載を希望する事業者をいう。

(4) 広告取扱事業者

広告主の募集や広告の作成等を行う広告代理店をいう。

(広告事業の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告事業の対象外とする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会的な問題についての主義主張にあたるもの

(6) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの、その他広告として表示することが適当でないと認められるもの

2 前項に定めるもののほか、広告事業の対象範囲に係る基準については、別に定める。

(広告取扱事業者の募集方法等)

第5条 広告取扱事業者の募集方法、選定方法等については、広告の媒体ごとに別に定める。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、類似の取引事例を勘案のうえ、広告取扱事業者の募集開始前に定めるものとする。ただし、募集開始前に広告掲載料を定めることが適当でないと認められる方法により募集する場合はこの限りではない。

(広告掲載の申込等)

第7条 広告主は、広告取扱事業者に広告の掲載を申し込むものとする。

2 広告は、広告取扱事業者が第4条の規定に基づき作成する。

- 3 広告主は、広告取扱事業者が定める手続に従い、広告取扱事業者に広告料を支払うものとする。

#### (審査機関)

第8条 広告掲載の可否を審査するため、広告事業審査会（以下、「審査会」という）を設置する。

- 2 審査会の委員長は、資産活用室長を、委員は資産活用室次長及び総務課長をもってあてる。ただし、委員長が必要と認めるときには、これら以外の者を委員に加えることができる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

#### (審査会の会議)

第9条 審査会の会議は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告等を掲載するそれぞれの県資産を所管する所属の長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 7 委員長は、その審議事項が緊急を要するため審査会の会議を招集するいとまがないと認めるときは、持ち回り決裁により当該審議事項を決定することができる。

#### (審査会の庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務部管財課資産活用室において処理する。

#### (広告に関する責任)

第11条 表示した広告に関する責任は、広告主又は広告取扱事業者（以下、「広告主等」という。）が負う。

- 2 広告に虚偽があることが判明した場合は、広告の表示の中止等適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は広告主等が負担する。
- 3 広告主等は、広告に関わる財産権の権利についての手続きを完了し、広告内容等について第三者の権利を侵害しないものとする。
- 4 第三者から、広告の表示に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成19年3月15日から施行する。

この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年12月18日から施行する。

# 石川県広告事業掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、石川県広告事業要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項に規定する広告事業の対象範囲に係る基準を定めるものとする。

(業種又は事業者)

第2条 次の業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中であっても、次の業種又は事業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
- (2) ギャンブルに係るもの（宝くじ、競馬に係るものを除く）
- (3) 消費者金融に係るもの
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの
- (6) 県の指名停止措置を受けているもの
- (7) 石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員であると認められるもの
- (8) その他、広告を表示する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(選定順位)

第3条 広告主を選定する場合、県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有するものを優先し、表示するものとする。

- 2 前項の規定のほか、掲載希望期間が長いもの等広告媒体毎に優先すべき事項を定めることができる。
- 3 前2項の規定によっても、枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(掲載基準)

第4条 広告掲載の基準は、次のとおりとする。なお、県は必要に応じ広告内容の修正・削除等を、広告主または広告取扱事業者（以下「広告主等」という。）に依頼できるものとする。広告主等は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する内容の広告は掲載しない。
  - ①法令等により製造、販売、提供等を行うことができない商品又はサービス、許可等を受けていない商品その他広告として表示することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの
  - ②比較広告に該当するもの（二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。）
  - ③懸賞広告及びクーポン付き広告に該当するもの
  - ④第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの
  - ⑤公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
  - ⑥非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれがあるもの
  - ⑦事実と異なる内容を含むもの
  - ⑧国内世論が大きく分かれているもの
  - ⑨水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必然性がないもの
  - ⑩次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
    - ア 性的感情を著しく刺激するもの
    - イ 犯罪を誘発するもの又はその恐れがあるもの
    - ウ 粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれがあるもの
  - ⑪美観風致を害するもの又はそのおそれがあるもの
  - ⑫内容又は責任の所在が不明確なもの
  - ⑬その他、広告として掲載することが適当でないと認められるもの

(2) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から、次の表示(表現)を含む広告は掲載しない。

- ① 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示(不当表示)
- ② 射幸心をあおる表示
- ③ その他、消費者に誤認されるおそれのある表示

(対象範囲の特例)

第5条 この基準に定めるほか、行政目的に支障があるなどの理由により、広告掲載に関する制限等について、別に定めることができる。

附 則

この基準は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成23年12月20日から施行する。
- 2 この基準の施行前に県との間で締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成24年12月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年12月18日から施行する。

# 石川県ホームページ広告掲載要領

## (目的)

第1条 この要領は、石川県がインターネット上に公開しているホームページ等（以下「県ホームページ」という）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 広告

文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者の指定するホームページにリンクする機能を有するもの

### (2) 広告主

県ホームページに広告を掲載できるもの

### (3) 広告取扱事業者

県ホームページに掲載する広告主を募集するもの

## (広告の範囲等)

第3条 県ホームページに広告を掲載できる範囲等は、石川県広告事業要綱及び石川県広告事業掲載基準の規定を適用する。

## (広告の種類、規格)

第4条 広告について、次の各号に掲げる事項は、別表に定めるとおりとする。

### (1) 種類

### (2) 規格

### (3) 禁止表現

### (4) 制限事項

## (広告の掲載位置及び枠数)

第5条 広告の掲載位置及び枠数は知事が指定する。

## (広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とする。なお、1ヶ月の期間は以下の通りとする。

始期：月の初日の午前9時から正午までの間

終期：月の最終日の正午から午後5時までの間

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載最終日が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日、12月31日及び1月1日に当たる場合は、開始日及び最終日を知事が別に定める。

## (広告の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集に関し必要となる事項は、知事が別に定める。

## (広告掲載の決定)

第8条 知事は、広告主または広告取扱事業者（以下、「広告主等」という。）の申込みにより、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 知事は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果・条件等について広告主等に速やかに連絡するものとする。

3 知事は、広告掲載希望者が第5条に規定する枠数を超えたときは、石川県広告事業掲載基準第3条の規定を適用する。

(広告の作成及び提出)

第9条 掲載する広告は、第3条及び第4条の規定に従い広告主等が作成し、知事に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告に関する経費は、広告主等の負担とする。

(広告掲載の方法)

第10条 知事は、前条により提出された広告の内容等について、第3条、第4条及び第7条の規定に基づき審査を行い、適当と認めたものについて掲載するものとする。

2 県ホームページへの広告の掲載は、県において行う。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、知事が決定する。ただし、入札その他の募集開始前に広告料を定めることが適当でないと認められる方法により募集する場合はこの限りではない。

2 広告主等は、広告掲載料を指定する期日までに納付するものとする。

(広告内容等の修正)

第12条 知事は、広告の内容、デザイン、リンク先のページ内容等が、各種法令やこの要領に違反していると判断したときは、広告主等に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第13条 知事は、次の各号に該当する場合には、広告主等への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主、広告の内容、デザイン、リンク先ページの内容等が、各種法令やこの要領に違反しているとき

(2) その他、県ホームページへの広告掲載が適切でないと知事が判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主等は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、速やかに知事に申し出なければならない。

3 前2項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告非掲載の扱い)

第15条 広告主等の責に帰さない理由により、広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、広告掲載料を返還または減額する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満または広告主等と協議の上決定した事由による場合は、広告掲載料の返還または減額は行わないことができるものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告の変更)

第16条 広告主等は、広告の掲載期間内において、広告の内容等を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 前項の規定により広告を変更しようとする場合は、事前に知事の承認を受けるものとし、第9条の規定に準じて変更するものとする。

(疑義等の決定)

第 17 条 この要領に疑義があるとき、またはこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 19 年 3 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

種類	バナー広告
規格	大きさは、原則、縦60ピクセル・横120ピクセル
	形式は、GIF（アニメーション不可。ただし、庶務事務支援システムは除く。）・JPEG・PNG
	データ容量は、8KB以下
禁止表現	<p>(1) 閲覧者の意志に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの  (例) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」など</p> <p>(2) 実際には機能しないもの  (例) 入力できそうに見えるテキストボックスなど</p> <p>(3) 県の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用  (例) 県ホームページと類似の色調、石川県章の使用など</p> <p>(4) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの  (例) 高速に点滅あるいは振動するイメージ、彩度の高い赤の点滅表示、コントラストの強い画面の反転表示など</p> <p>(5) その他広告の表現として適当でないと認められるもの</p>
制限事項	<p>(1) 画像のALTテキスト  「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角問わず30文字以内とすること。</p> <p>(2) 文字色と背景色との差（コントラスト、明度等）を十分にとり、解像度については適切な処理を行い、読みやすくすること。</p> <p>(3) GIFアニメーション  ・画面の大部分が切り替わるものは、切り替えの間隔を10秒以上とすること。  ・イメージ等の点滅は不可とする。</p>